

この度公布・施行された、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第24号）」等の概要及び留意事項について通知します。

3 文科教第 20 号
令和 3 年 4 月 13 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 特 別 支 援 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和3年文部科学省令第24号）が令和3年4月13日に公布、施行され、併せて別添2のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月一部改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。）を定めました。

これらの概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を

十分御理解いただきますようお願いいたします。

また、小学校又は中学校の免許状の教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におかれては、令和2年度又は令和3年度に介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号。以下「特例法」という。）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な学生等のために、今般定める介護等体験の代替措置の実施に御協力くださるようお願いいたします。

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）又は免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の開設者におかれては、それぞれ下記2（2）の介護等体験免除者に係る大臣決定1（6）又は（7）に係る措置を実施するため、下記4の留意事項等（4）の内容を踏まえ、介護等体験の代替措置の対象となる科目又は講習の指定申請について、御検討くださるようお願いいたします。

なお、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件（平成九年文部省告示第百八十七号）は別添3のとおり令和3年4月13日をもって廃止し、また、特例法制定時の施行通達（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成9年11月26日付け文教教第230号文部事務次官通達）以下「施行通達」という。）3留意事項（1）介護等の体験の内容等については、介護等体験の運用の変更に伴い、本施行通知により令和3年4月13日をもって廃止します。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

介護等体験の多様な体験機会の充実を目指し、介護等体験が実施可能な施設を拡大する。

また、介護等体験の機会確保のため、令和3年度の介護等体験の実施については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の

ための措置の影響により、介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

2 改正等の要点

(1) 介護等体験の対象となる施設の拡大

介護等体験を行う施設については、特例法の趣旨である「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性」に鑑み、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を行う施設であることを踏まえ、従来の施設範囲を見直し、多様な体験機会を充実させるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)(以下「特例省令」という。)第2条において児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)に規定される施設や事業等について整理するとともに、新たに、

- ・学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定される学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校
- ・学校教育法施行規則に規定される特別支援学級を設置する学校又は特別な支援を要する児童生徒への特別の教育課程を編成する学校等
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)に規定される国立ハンセン病療養所等
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)に規定される不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設

を追加することとしたこと。

(特例省令第2条関係)

(2) 介護等体験の実施に関する特例

令和2年度又は令和3年度に介護等体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とすること。

(特例省令附則第2項関係)

上記で定める介護等体験を免除する者として、令和2年度又は令和3

年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものとしたこと。

ア 大学等において、令和3年度までに、当該大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者

イ 令和3年度までに、医療関係職種等の各学校、養成所又は養成施設の指定を受けている大学等において開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者

ウ 令和3年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第5条第1項の規定により実習演習科目の確認を受けた大学等における当該実習演習科目の単位を1単位以上修得した者

エ 在学する大学等において、令和3年度に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

オ 令和3年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち1科目以上の履修の認定を受けた者

カ 免許法認定通信教育において、令和3年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を1単位以上修得した者

キ 令和2年度又は令和3年度に開設されるインターネット型等の免許状更新講習であって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

（介護等体験免除者に係る大臣決定）

その他、

- ・上記 イに関して、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして大学等が認めた科目があるときは、大学等は当該科目をインターネット等により公表すること
- ・上記 カの指定科目及びキの特定講習の指定に関して、免許法認定通信教育及び免許状更新講習の開設者からの申請に基づき指定すること
- ・上記 アからキまでに係る措置を受けたことを証する証明書に関し必要

な事項を定めたこと
など、上記 アからキまでに係る措置の実施に必要な事項を定めたこと。

(3) その他

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（令和3年2月文部科学省令第6号）による用語の整備を踏まえ、所要の改正を行ったこと。

3 施行日

公布の日（令和3年4月13日）から施行することとしたこと。

4 留意事項等

(1) 新たに追加される介護等体験の対象施設等

学校生活への適応が困難である児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）のうち、学校教育法施行規則第56条（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）又は同令第86条（同令第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、学校生活への適応が困難であることにより、特別の教育課程の編成による指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

小学校等（中等教育学校にあっては前期課程のみ）のうち、学校教育法施行規則第56条の2（同令第79条、第79条の6、第108条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものとは、日本語に通じないことにより、特別の教育課程の編成による日本語等の指導を受ける児童生徒が在学するものを指すこと。

特別支援学級を設置する又は通級による指導を行う学校等

ア 小学校等のうち、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するもの（以下「通級による指導を行う小学校等」という。）においての通級による指導の実施形態としては、（1）児童生徒が在学する小学校等において指導を受ける「自校通級」、（2）児童生徒が他の小学校等に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、（3）通級による指導の担当教員が該当する児童生徒が在学する小学校等に巡回して赴き指導を行う「巡回指導」が考えられるが、いずれの形態であっても実際の指導が行われる小学校等を対象施設とすること。

イ 特別支援学級を置く又は通級による指導を行う小学校等において行われ

る上記のような体験を含む教育実習についても、当該体験部分については介護等体験として、その期間に算入できることとすること。証明書を発行する際は当該体験部分の期間を記入すること。

ウ 高等学校、中等教育学校のうち、学校教育法施行規則第 86 条(同令第 108 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による特別の教育課程を編成するものとは、療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施するものを指すこと。

国立ハンセン病療養所等

国立ハンセン病療養所等とは、厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号) 別表第三に掲げる施設及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(平成 13 年厚生労働省告示第 224 号) 第一項各号に規定する施設を指すこと。

不登校児童生徒に対して学習支援を行う教育施設

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを主たる目的として設置される教育施設を指すこと。

障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援を行う施設

障害者総合支援法に規定される重度障害者等包括支援については、介護等体験が施設において実施されるものであることを踏まえ、施設において実施される障害福祉サービスを想定していること。

(2) 介護等体験の実施に当たって留意すべき事項

施行通達 3 留意事項 (1) 介護等の体験の内容等については、以下の内容とすること。

介護等の体験の内容については、特例法第 2 条第 1 項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特別支援学校や上記 (1) に規定される特別支援学級を設置する

又は通級による指導を行う小学校等において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護等実習等は、上記の体験が行われた部分について介護等体験として、期間に算入すること。証明書を発行する際は当該体験が行われた部分の期間を記入すること。

1日あたりの介護等体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延又は自然災害等によって、介護等体験の実施時間が確保できない場合にも配慮しつつ、1日当たり必要最低限の時間で実施することも考えられること。

介護等体験の期間については、7日間を超えて行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、施行通達において社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間が望ましいとされていたが、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。なお、その場合においても特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいこと。

期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日などに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等体験を行うことなども想定されること。

特例法第2条第3項の規定により介護等体験を要しないこととされた者についても、介護等体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状況、受入施設の状況等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症下での介護等体験の実施に当たっての留意事項 介護等体験前の学生への事前指導

ア 大学等は、実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。体験中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

イ 大学等は、介護等体験に参加予定の学生の家族等に感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は介護等体験への参加を見送るよう指導していただくこと。

ウ 大学等は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」、「社会

福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」(令和2年3月19日事務連絡)などの学校及び社会福祉施設等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で介護等体験に参加させていただくこと。

- エ 大学等は、体験中は受入施設における感染症対策に関する指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、受入施設等と相談の上、障害者、高齢者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

介護等体験実施前の事前調整

- ア 受入施設の今年度の受入人数が制限される場合には、卒業年次の学生など介護等体験を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

- イ 受入施設等においては、通常期と同様の介護等体験を行うことが困難な場合もあると考えられる。3つの条件(換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が重ならないようにすること等に留意し、実施内容や方法等について受入施設と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。

介護等体験中の留意事項

学生の感染が判明した場合や地域の感染拡大の状況等により、急遽、介護等体験を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学等、学生、教育委員会や社会福祉協議会、受入施設等が速やかに連絡を取り合うことができるよう、大学等は確実に連絡体制を構築していただくこと。

介護等体験後の留意事項

介護等体験の終了後に学生の感染が判明した場合、大学等は、関係する教育委員会や社会福祉協議会、受入施設等に速やかに連絡するとともに、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」(令和2年6月5日付2文科高238号高等教育局長通知)、「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」(令和2年6月5日付元文科教第225号総合教育政策局長通知)を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

(4) 令和3年度における介護等体験の実施に関する特例

介護等体験代替措置対象者について

介護等体験免除者に係る大臣決定1に定める「介護等体験代替措置対象者」の該当性の判断に当たっては、次のとおりとする。

- ア 令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行うことを予定していたこ

とについて

本人が令和2年度又は令和3年度に介護等体験を行う意思を有していたかどうかを基本とすること。介護等体験を行う意思を有していたかどうかを確認するために、介護等体験免除者に係る大臣決定5に定める証明書様式に、本人の署名等を記載することとしていること。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であることについて

令和2年度又は令和3年度中は、受入施設等の明示の意思表示等がなくとも、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難であると判断して差し支えないこと。

施行日前に修得済みの科目等について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに定める科目等を修得等した者には、過年度に開設された科目等を修得等した者など、本改正等の施行日前に当該科目等を修得等した者も含まれること。

介護等体験代替措置対象となる科目や講習に含まれることとされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

ア 特例法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。

イ 介護等体験は、特例省令及び特例告示に規定される施設及び事業等を行う施設における(2)に規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。

ウ 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)におけ

る科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

エ 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (2) に定める科目を修得した者には、本改正等の施行日前に当該科目を修得した者も含まれることから、各大学等においては、過年度開設分も含めて対象科目名を公表すること。

介護等体験代替措置のうち印刷教材の学修の成果を確認する措置について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (4) に定める措置を行おうとする大学等は、別紙 1 の「利用許諾条件書」に従い、文部科学省に「同意書兼利用態様届出書」を提出したうえで、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の印刷教材を利用して、当該措置を実施すること。

イ 当該措置は、学生等に対し上記の印刷教材を配布等した上で、これにより学修するよう指導するとともに、その学修を経て、学生が有することとなった知識及びその学修成果を教職に就くに当たりどのように生かしていくのかを総合的に論述させ、大学の責任において確認する(レポートを提出させ、その成果を確認する)ことにより行うこと。

ウ 上記レポートの確認に当たっては、1)上記の印刷教材の学修を経て自らが学んだことや考えたこと、2)その学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくか、の各項目について、学生自身の言葉で明確に述べられているかを確認するものとする。各項目の記載分量は、それぞれ概ね 600 ~ 800 字ずつ計 1,200 ~ 1,600 字程度以上を目安とすること。

上記の確認に当たっては、例えば、別紙 2 の「視覚障害児 / 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書(作成例)」を参考にして様式を作成し、これを用いて確認すること。なお、上記の各項目を確認できるものであれば、各大学等において独自に用いる書類等により確認することとしても差し支えないこと。

エ 当該措置を担当する教職員については、必ずしも特別支援教育に関する科目を担当する教員である必要はないが、当該大学等の教職課程を担当する教職員であること。

オ 「在学」には、科目等履修生として大学等に「在籍」することも含まれること。

介護等体験の代替措置となる認定通信教育について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) に定める「履修の認定」とは、

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目の全ての映像講義の視聴を完了し、各映像講義の終了後に実施する「理解度チェックテスト」に全て合格することを指し、単位認定試験の合格を要しないこと。

イ 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (5) に定める免許法認定通信教育については、受講定員、受講時期をはじめ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において定める募集要項等に従い、実施するものであること。

指定の申請について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (6) に定める指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、別紙 3 の「指定科目実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

イ 介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (7) に定める特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、別紙 4 の「特定講習実施要領」に基づき、指定の申請を行うこと。

介護等体験代替措置対象者の証明書について

ア 介護等体験免除者に係る大臣決定 5 に定める証明書には、介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (7) までに定める科目等の単位を修得する等の見込みであることを証明するものを含むこと。具体的には、例えば、卒業年次の後期において、介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (3) まで又は (6) に定める科目を履修している者であって、その者の学修状況等を勘案して当該科目の単位を修得することが見込まれると大学等が判断する者について、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与に関する大学一括申請手続において必要な場合に、大学等が当該単位を修得見込みである旨を明らかにすることを想定していること。

イ 上記の単位修得等見込みの者が当該単位を修得する等に至らないことが明らかになった場合には、当該者に対して科目等の単位を修得する等の見込みであることの証明書を発行した者は速やかにその旨を学生本人及び上記の授与手続に係る授与権者である都道府県教育委員会に通知すること。

ウ 本改正等の施行日前に介護等体験免除者に係る大臣決定 1 (1) から (3) まで及び (5) から (7) までに定める科目等を修得等した者から請求があったときも、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

5 令和 2 年度又は令和 3 年度に限り行うことができる遠隔による介護等体験の

取扱いについて

(1) 遠隔による介護等体験の要件

受入施設と学生等がテレビ会議システム等を利用して映像及び音声を伴う同時双方向型で行われること。

受入施設で介護等体験を行ったと評価できる実態があること（施設長からの証明書が発行できる体験実態があること）

(2) 遠隔による介護等体験を行うに当たっての留意事項

遠隔による介護等体験を行う場合は、以下の事項に配慮して行うことが望ましいこと。

介護等体験の実施に当たっては、例えばテレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が受入施設に出向かない遠隔による体験も考えられることから、大学等においては、このような点も踏まえ、受入施設とも協議の上、実施内容を検討すること。

大学等において、対象となる学生等をまとめてテレビ会議システム等に参加させる環境を整えること。

6 教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて

大学等は、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、例えば「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目とすることができること。

また、特別支援学校で行う教育実習は、介護等体験と兼ねて実施したりするなど、小学校又は中学校の教諭の免許状の教職課程のカリキュラムとの関連を図り、効果的・効率的な実施に努めること。

添付資料：

別添 1 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 24 号）

別添 2 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 3 年 4 月一部改正。）

別添 3 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件を廃止する件」（文部科学省告示 66 号）

別紙 1 「利用許諾条件書」

別紙 2 「視覚障害児 / 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）」

別紙 3 「指定科目実施要領」

別紙 4 「特定講習実施要領」

参考資料 1 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（平成 9 年 11 月 26 日付け文教教第 230 号文部事務次官通達）

参考資料 2 「介護等体験を行うことができる施設」

参考資料 3 「小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について」（概要）

本件担当：

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：kaigo@mext.go.jp

○文部科学省令第二十四号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条

、第五十六条の二（これらの規定を第七十九条、第七十九条の六又は第一百八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条（第一百八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四百十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設

四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設又は授産施設

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）を行う施設

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）に規定する居宅生活支

援事業又は養護事業を行う施設

八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス（通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）若しくは地域密着型サービス（複合型サービスに限る。）を行う施設

九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設

十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）に規定する国立ハンセン病療養所等

十二 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設

十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

附則第二項中「令和二年度」を「令和二年度又は令和三年度」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日

(令和三年四月十三日一部改正)

文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度又は令和三年度において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

- （1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。）において、令和三年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特

別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者

- (2) 令和三年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者
- (3) 令和三年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者
- (4) 在学する課程認定大学等において、令和三年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者
- (5) 令和三年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者
- (6) 免許法認定通信教育において、令和三年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の単位を一単位以上修得した者
- (7) 免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）であって、文部科学大臣が4の規定により指定したもの（以下「特定講習」という。）の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1 (2) の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3. 1 (6) について

- (1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。
- (2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

4. 1 (7) について

- (1) 特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。

- イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
 - ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
 - ハ 令和四年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。
- (2) 特定講習は、免許状更新講習の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。
 - (3) 文部科学大臣は、特定講習を指定したときは、当該特定講習をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (4) 特定講習の開設者は、1（7）に定める者になろうとする者が特定講習の受講を求めたときは、当該特定講習の実施に支障のない限り、これに応ずることができる。
 - (5) 特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない。
 - (6) 特定講習の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

5. 証明書について

- (1) 1（1）から（7）までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ1（1）から（7）までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。
- (2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。
 - イ 1（1）から（3）までに定める科目を開設する課程認定大学等 1（1）から（3）までに掲げる者
 - ロ 1（4）に掲げる者の在学する課程認定大学等 1（4）に掲げる者
 - ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1（5）に掲げる者
 - ニ 1（6）により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1（6）に掲げる者
- (3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。
- (4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

（旧 姓）

（通 称 名）

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月13日一部改正。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（_____）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	履修認定年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例: 「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和 2 年度又は令和 3 年度において介護等の体験 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 (平成 9 年法律第 90 号) 第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。) を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名
(旧 姓)
(通称名)

別添 3

○文部科学省告示第六十六号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件（平成九年文部省告示第百八十七号）は廃止する。

令和三年四月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

利用許諾条件書

文部科学省（以下「甲」という。）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「乙」という。）を代理して、教職課程を有する同意書（第1条に定めるものをいう。）記載の課程認定大学等（以下「丙」という。）に対して、第2条第1項第1号に定める著作物を、以下の条項に基づき利用することを許諾し、丙もその著作物の利用に際し、当該条項に同意するものとする。

第1条（契約の成立）

本書に基づく甲と丙との間の契約（以下「本契約」という。）は、丙が、甲に対し、甲の指定した様式により、本書の内容に同意する旨の同意書（以下「同意書」という。）を提出したときに成立するものとする。

第2条（利用許諾）

1 甲は、丙に対し、第1号に定める著作物（以下「本著作物」という。）につき、第2号及び第3号に定める範囲で、その利用を許諾する。

（1）利用著作物名：

乙が実施する以下の科目名で開設される免許法認定通信教育において使用される印刷教材

- ・視覚障害児の教育課程及び指導法（令和3年度前期・全15回）
- ・聴覚障害児の教育課程及び指導法（令和3年度前期・全15回）

（2）利用目的

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月一部改正。）

1（4）に定める措置（以下「本件措置」という。）を実施するために利用する。

（3）利用方法

前号に定める目的に必要で、かつ、次項に基づき甲の承諾を得た届出の範囲内における以下の利用

- ①丙が実施する本件措置の受講学生、その他本件措置を実施するために必要と認められる範囲の者（以下、総称して「受講学生等」という。）へ配布するための複製における利用
- ②受講学生等へのインターネット送信における利用
- ③その他本件措置を実施するために必要と認められる利用形態による利用

2 利用態様の届出及び甲の承諾

丙は、前項に定める利用を行うに当たっては、事前にその具体的な利用態様について、第

1 条に定める同意書と併せて、甲の指定した様式により甲に届出を行い、甲の承諾を得るものとする。なお、甲が丙に対し、本項に基づく届出の日から7日以内に当該届出に係る利用態様の承諾の可否について何ら通知を行わない場合は、甲は当該利用態様につき承諾したものとみなす。

第3条（著作者人格権）

- 1 丙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
- 2 丙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
 - ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

第4条（納入）

- 1 甲は丙に対し、本著作物をダウンロードすることができるウェブサイトの URL（以下「本件 URL」という。）を送信する。
- 2 丙は、別途甲から送信されるパスワード（以下「本件パスワード」という。）を入力することにより、上記ウェブサイトから本著作物をダウンロードする。
- 3 丙は、甲が承諾した場合を除き、本件 URL 及び本件パスワードを第三者に開示してはならない。

第5条（対価）

第2条に基づく利用許諾に係る対価は無償とする。

第6条（期間）

本契約の有効期間は、丙が甲に対し第1条に定める同意書を提出した日から令和4年3月31日までとする。

第7条（解除）

甲は、丙が本契約に違反した場合、当該違反の是正を催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお当該違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

第8条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、丙は、丙が保有する本著作物に係る印刷物、電子データ、その他の複製物を全て廃棄するものとする。

第9条（権利義務譲渡等禁止）

甲及び丙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。

第10条（事務）

本契約に基づく甲の事務は、甲の総合教育政策局教育人材政策課において行う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（その他）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関して疑義等が生じた場合については、甲丙間で別途協議の上、解決するものとする。

令和3年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省総合教育政策局長 義本 博司

丙 同意書記載の通り

同意書兼利用態様届出書

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 御中

〇〇大学

当大学は、別紙の利用許諾条件書第2条第1項第1号の著作物を利用するにあたり、同書の内容に同意するものとし、また、同条第2項に基づき下記のとおり、その利用態様を届け出ます。

記

措置の名称	(例) 〇〇大学介護等体験代替措置
措置の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
担当教職員	
定員 (受講学生の見込み数)	
利用する著作物	<input type="checkbox"/> 視覚障害児の教育課程及び指導法 (令和3年度前期・全15回) <input type="checkbox"/> 聴覚障害児の教育課程及び指導法 (令和3年度前期・全15回)
利用態様	<input type="checkbox"/> 受講学生等へ配布するための複製における利用 <input type="checkbox"/> 受講学生等へのインターネット送信における利用 <input type="checkbox"/> その他 具体的な内容:
連絡先	担当部署名: 担当者名: 電話番号: メールアドレス:

以上

(注) kaigo@mext.go.jp 宛てに御提出ください。

別紙 【要更新】

課程認定大学等一覧

北海道大学	福井大学
北海道教育大学	山梨大学
小樽商科大学	信州大学
弘前大学	岐阜大学
岩手大学	静岡大学
東北大学	名古屋大学
宮城教育大学	愛知教育大学
秋田大学	三重大学
山形大学	滋賀大学
福島大学	京都大学
茨城大学	京都教育大学
筑波大学	京都工芸繊維大学
筑波技術大学	大阪大学
宇都宮大学	大阪教育大学
群馬大学	兵庫教育大学
埼玉大学	神戸大学
千葉大学	奈良教育大学
東京大学	奈良女子大学
東京外国語大学	和歌山大学
東京学芸大学	鳥取大学
東京農工大学	島根大学
東京芸術大学	岡山大学
東京工業大学	広島大学
東京海洋大学	山口大学
お茶の水女子大学	徳島大学
電気通信大学	鳴門教育大学
一橋大学	香川大学
横浜国立大学	愛媛大学
新潟大学	高知大学
上越教育大学	福岡教育大学
富山大学	九州大学
金沢大学	佐賀大学

長崎大学	尾道市立大学
熊本大学	県立広島大学
大分大学	広島市立大学
宮崎大学	福山市立大学
鹿児島大学	山陽小野田市立山口東京理科大学
鹿屋体育大学	下関市立大学
琉球大学	山口県立大学
公立千歳科学技術大学	高知県立大学
釧路公立大学	高知工科大学
秋田公立美術大学	北九州市立大学
会津大学	福岡県立大学
群馬県立女子大学	福岡女子大学
高崎経済大学	長崎県立大学
首都大学東京	熊本県立大学
横浜市立大学	宮崎公立大学
長岡造形大学	沖縄県立芸術大学
新潟県立大学	名城大学
石川県立大学	旭川大学
金沢美術工芸大学	札幌大学
都留文科大学	札幌大谷大学
山梨県立大学	札幌学院大学
長野大学	札幌国際大学
静岡文化芸術大学	星槎道都大学
愛知県立大学	函館大学
愛知県立芸術大学	藤女子大学
名古屋市立大学	北翔大学
滋賀県立大学	北星学園大学
京都市立芸術大学	北海学園大学
京都府立大学	北海道情報大学
大阪市立大学	北海道文教大学
大阪府立大学	酪農学園大学
神戸市外国語大学	稚内北星学園大学
兵庫県立大学	青森大学
公立鳥取環境大学	青森中央学院大学
島根県立大学	東北女子大学

八戸学院大学	埼玉工業大学
八戸工業大学	十文字学園女子大学
弘前学院大学	城西大学
富士大学	尚美学園大学
盛岡大学	女子栄養大学
石巻専修大学	駿河台大学
尚綱学院大学	聖学院大学
仙台大学	東京国際大学
仙台白百合女子大学	東邦音楽大学
東北学院大学	獨協大学
東北生活文化大学	日本工業大学
東北福祉大学	文教大学
宮城学院女子大学	平成国際大学
ノースアジア大学	武蔵野学院大学
東北芸術工科大学	植草学園大学
東北公益文科大学	江戸川大学
東北文教大学	開智国際大学
郡山女子大学	川村学園女子大学
茨城キリスト教大学	神田外語大学
常磐大学	敬愛大学
流通経済大学	国際武道大学
足利大学	秀明大学
宇都宮共和大学	淑徳大学
作新学院大学	城西国際大学
白鷗大学	聖徳大学
育英大学	清和大学
共愛学園前橋国際大学	千葉科学大学
群馬医療福祉大学	千葉経済大学
上武大学	千葉工業大学
高崎健康福祉大学	千葉商科大学
東京福祉大学	中央学院大学
跡見学園女子大学	東京情報大学
浦和大学	東邦大学
共栄大学	明海大学
埼玉学園大学	了徳寺大学

麗澤大学	高千穂大学
和洋女子大学	拓殖大学
青山学院大学	多摩大学
亜細亜大学	玉川大学
上野学園大学	多摩美術大学
桜美林大学	中央大学
大妻女子大学	津田塾大学
学習院大学	帝京大学
学習院女子大学	帝京科学大学
共立女子大学	帝京平成大学
杏林大学	東京音楽大学
国立音楽大学	東京家政大学
慶應義塾大学	東京家政学院大学
工学院大学	東京経済大学
國學院大學	東京工芸大学
国際基督教大学	東京女子大学
国士舘大学	東京女子体育大学
駒澤大学	東京神学大学
駒沢女子大学	東京成徳大学
実践女子大学	東京造形大学
芝浦工業大学	東京電機大学
順天堂大学	東京都市大学
上智大学	東京農業大学
昭和女子大学	東京未来大学
白梅学園大学	東京薬科大学
白百合女子大学	東京理科大学
杉野服飾大学	桐朋学園大学
成蹊大学	東洋大学
成城大学	東洋学園大学
聖心女子大学	二松学舎大学
清泉女子大学	日本大学
専修大学	日本獣医生命科学大学
創価大学	日本女子大学
大正大学	日本女子体育大学
大東文化大学	日本体育大学

日本文化大學	横浜薬科大学
文化学園大学	敬和学園大学
文京学院大学	新潟医療福祉大学
法政大学	新潟薬科大学
武蔵大学	富山国際大学
武蔵野大学	金沢学院大学
武蔵野音楽大学	金沢工業大学
武蔵野美術大学	金沢星稜大学
明治大学	金城大学
明治学院大学	北陸大学
明星大学	北陸学院大学
目白大学	仁愛大学
立教大学	福井工業大学
立正大学	山梨学院大学
和光大学	清泉女学院大学
早稲田大学	松本大学
麻布大学	朝日大学
神奈川大学	岐阜協立大学
神奈川工科大学	岐阜女子大学
鎌倉女子大学	岐阜聖徳学園大学
関東学院大学	中部学院大学
北里大学	東海学院大学
相模女子大学	静岡英和学院大学
松蔭大学	静岡福祉大学
湘南工科大学	聖隷クリストファー大学
昭和音楽大学	常葉大学
女子美術大学	浜松学院大学
洗足学園音楽大学	愛知大学
鶴見大学	愛知学院大学
田園調布学園大学	愛知学泉大学
桐蔭横浜大学	愛知淑徳大学
東海大学	愛知東邦大学
東洋英和女学院大学	愛知文教大学
フェリス女学院大学	愛知みずほ大学
横浜美術大学	桜花学園大学

岡崎女子大学	京都芸術大学
金城学院大学	京都橘大学
至学館大学	京都ノートルダム女子大学
椋山女学園大学	京都文教大学
星城大学	嵯峨美術大学
大同大学	同志社大学
中京大学	同志社女子大学
中部大学	花園大学
東海学園大学	佛教大学
同朋大学	立命館大学
名古屋音楽大学	龍谷大学
名古屋外国語大学	追手門学院大学
名古屋学院大学	大阪青山大学
名古屋学芸大学	大阪大谷大学
名古屋経済大学	大阪音楽大学
名古屋芸術大学	大阪学院大学
名古屋産業大学	大阪観光大学
名古屋女子大学	大阪経済大学
名古屋造形大学	大阪経済法科大学
南山大学	大阪芸術大学
日本福祉大学	大阪工業大学
名城大学	大阪国際大学
皇學館大学	大阪産業大学
鈴鹿大学	大阪樟蔭女子大学
成安造形大学	大阪商業大学
びわこ学院大学	大阪女学院大学
びわこ成蹊スポーツ大学	大阪成蹊大学
大谷大学	大阪総合保育大学
京都外国語大学	大阪体育大学
京都華頂大学	大阪電気通信大学
京都光華女子大学	大阪人間科学大学
京都産業大学	関西大学
京都女子大学	関西外国語大学
京都精華大学	関西福祉科学大学
京都先端科学大学	近畿大学

四天王寺大学	兵庫大学
摂南大学	武庫川女子大学
千里金蘭大学	畿央大学
相愛大学	帝塚山大学
太成学院大学	天理大学
帝塚山学院大学	奈良大学
常磐会学園大学	奈良学園大学
梅花女子大学	高野山大学
羽衣国際大学	和歌山信愛大学
東大阪大学	岡山商科大学
平安女学院大学	岡山理科大学
桃山学院教育大学	川崎医療福祉大学
桃山学院大学	環太平洋大学
森ノ宮医療大学	吉備国際大学
大和大学	倉敷芸術科学大学
芦屋大学	くらしき作陽大学
大手前大学	山陽学園大学
関西国際大学	就実大学
関西福祉大学	中国学園大学
関西学院大学	ノートルダム清心女子大学
甲南大学	美作大学
甲南女子大学	エリザベト音楽大学
神戸医療福祉大学	比治山大学
神戸海星女子学院大学	広島経済大学
神戸学院大学	広島工業大学
神戸芸術工科大学	広島国際大学
神戸国際大学	広島国際学院大学
神戸松蔭女子学院大学	広島修道大学
神戸女学院大学	広島女学院大学
神戸女子大学	広島都市学園大学
神戸親和女子大学	広島文化学園大学
神戸常盤大学	広島文教大学
園田学園女子大学	福山大学
姫路大学	福山平成大学
姫路獨協大学	安田女子大学

至誠館大学	九州ルーテル学院大学
東亜大学	熊本学園大学
徳山大学	崇城大学
梅光学院大学	平成音楽大学
山口学芸大学	日本文理大学
四国大学	別府大学
徳島文理大学	九州保健福祉大学
四国学院大学	南九州大学
高松大学	宮崎国際大学
聖カタリナ大学	宮崎産業経営大学
松山大学	鹿児島国際大学
高知学園大学	鹿児島純心女子大学
九州共立大学	志學館大学
九州国際大学	第一工業大学
九州産業大学	沖縄大学
九州女子大学	沖縄キリスト教学院大学
久留米大学	沖縄国際大学
久留米工業大学	星槎大学
西南学院大学	山形県立米沢女子短期大学
西南女学院大学	大分県立芸術文化短期大学
筑紫女学園大学	鹿児島県立短期大学
中村学園大学	國學院大學北海道短期大学部
西日本工業大学	函館短期大学
日本経済大学	北翔大学短期大学部
福岡大学	宇都宮短期大学
福岡工業大学	國學院大學栃木短期大学
福岡女学院大学	育英短期大学
西九州大学	桐生大学短期大学部
活水女子大学	川口短期大学
長崎ウエスレヤン大学	武蔵丘短期大学
長崎外国語大学	昭和学院短期大学
長崎国際大学	千葉敬愛短期大学
長崎純心大学	千葉経済大学短期大学部
長崎総合科学大学	有明教育芸術短期大学
九州看護福祉大学	上野学園大学短期大学部

女子美術大学短期大学部	別府大学短期大学部
帝京大学短期大学	鹿児島純心女子短期大学
東京家政大学短期大学部	鹿児島女子短期大学
東京女子体育短期大学	沖縄女子短期大学
桐朋学園芸術短期大学	愛知産業大学短期大学
鎌倉女子大学短期大学部	横浜高等教育専門学校
昭和音楽大学短期大学部	
山梨学院短期大学	
上田女子短期大学	
清泉女学院短期大学	
中京学院大学短期大学部	
東海大学短期大学部	
至学館大学短期大学部	
名古屋経営短期大学	
名古屋短期大学	
滋賀文教短期大学	
大阪音楽大学短期大学部	
大阪女学院短期大学	
大阪信愛学院短期大学	
関西外国語大学短期大学部	
関西女子短期大学	
近畿大学短期大学部	
東大阪大学短期大学部	
神戸女子短期大学	
武庫川女子大学短期大学部	
奈良芸術短期大学	
奈良佐保短期大学	
白鳳短期大学	
比治山大学短期大学部	
広島文化学園短期大学	
山口短期大学	
徳島文理大学短期大学部	
福岡女子短期大学	
佐賀女子短期大学	

別紙 2

視覚障害児／聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する学修報告書（作成例）

氏名	フリガナ
学部・学科・学年	学部 学科 コース 年 組

1. 学修の成果

※「視覚障害児／聴覚障害児の教育課程と指導法」の学修を経て自らが学んだことや考えたことを 600～800 字程度で記述してください。

2. 将来の展望

※上記の学修成果を教職に就くに当たってどのように生かしていくかを 600～800 字程度で記述してください。

指定科目実施要領

令和 2 年 8 月

(令和 3 年 4 月一部改正)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 3 年 4 月 13 日改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。） 3（3）の規定に基づき、令和 2 年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 3 備考第 6 号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育（以下「免許法認定通信教育」という。）の科目であって介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が介護等体験免除者に係る大臣決定 3 の規定により指定した科目（以下「指定科目」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

指定科目の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和 3 年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

2. 対象となる科目の内容

指定科目の内容は、令和3年度施行通知¹では以下のとおり示されている。

(4) 令和3年度における介護等体験の実施に関する特例

③ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に含まれることとされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

ア 特例法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。

イ 介護等体験は、特例省令及び特例告示に規定される施設及び事業等を行う施設における(2)①に規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。

ウ 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

上記基本的考え方③に関し、上記に明示されているもののほか、具体的には、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

3. 指定の手続

(1) 指定の申請

指定科目の指定を受けようとする免許法認定通信教育の開設者は、指定科目指定申請書(様式1)に必要な事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛て

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(令和3年4月13日付け3文科教第20号文部科学省総合教育政策局長通知)

に申請するものとする。

申請期限：（1次指定）令和3年4月20日（必着）

（2次指定）令和3年4月27日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法：郵送により下記提出先に提出

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

※封筒の表に、赤字で「指定科目指定申請書提出」と記載すること。

（2）文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許法認定通信教育の科目について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

（3）変更の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育の内容について変更（教育課程及び指導計画の変更に限る。）を行う場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和3年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.43～）に基づき、変更届出書（様式第11号）を上記免許法認定通信教育認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に郵送にて提出した後、以下のとおり、指定科目変更届出書（様式2）及び教職員支援機構に提出した変更届出書（様式第11号）一式（変更内容の概要が分かるものを含む。）を文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期：開設者による変更決定後速やかに

提出方法：電子メールにより kaigo@mext. go. jp 宛てに提出

文部科学大臣は、指定科目変更届出書の提出のあった科目について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした免許法認定通信教育の開設者に通知するとともに、変更後の科目の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

指定科目の開設者は、指定科目の指定を受けた免許法認定通信教育を廃止する場合、「免許法認定通信教育認定申請等要領（令和3年度以降開設分）」3. 変更届出要領及び提出書類の様式（P.43～）に基づき、当該認定通信教育科目を廃止する旨を記載した変更届出書（様式第11号）を上記認定申請等要領に記載する独立行政法人教職員支援機構の免許法認定通信教育担当部局に郵送にて提出するとともに、以下のとおり、当該変更届出書（様式第11号）の写しを、文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext. go. jp 宛てに提出

文部科学大臣は、上記届出のあった指定科目の指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する指定科目の一覧から削除する。

4. 指定科目の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

指定科目の開設者は、当該指定科目を含む免許法認定通信教育の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

なお、指定科目につき、令和2年度以前にも同科目の免許法認定通信教育の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該科目を修得した者から請求があったときも、その旨を証する証明書を発行するものとする。

(2) 証明書の発行

指定科目の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって指定科目の単位を修得した者から請求があったときは、その旨を証する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定5（2）及び（4））。

5. 指定科目に関する留意事項

指定科目に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許法認定通信教育と基本的に同様の条件等により実施すること。

様式 1

指定科目指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長

〇 〇 〇 〇 印

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月13日一部改正。）」に基づき、下記の免許法認定通信教育の科目について、指定科目の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

〇〇〇〇学（R3認定通信）

〇〇論（R3認定通信）

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和3年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

備考 指定を受けようとする免許法認定通信教育の科目の名称は、開設科目名（〇〇〇〇学（R3認定通信）など）を正確に記入すること。

様式 2

指定科目変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○長
○ ○ ○ ○

このたび、別添の「令和3年度○○○○大学免許法認定通信教育に係る変更について（届出）」のとおり、下記の指定科目に指定された免許法認定通信教育の内容を変更したので、届け出ます。

記

開設科目名	○○○○学（R3認定通信）
<p>なお、本機関は、下記の「指定科目の指定の基準」に照らし、上記科目の内容について、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 変更後も、指定科目の指定の基準に引き続き該当する<input type="checkbox"/> 変更後は、指定科目の指定の基準に該当しなくなったと判断し届け出ていることを申し添えます。	

<指定科目の指定の基準>

- (1) 科目の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) 令和3年度に認定を受けた免許法認定通信教育の科目であること。

以上

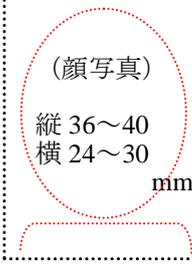
備考1 変更後の科目に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考2 複数の科目について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考3 免許法認定通信教育の変更届（様式第11号）一式の写しを添付すること。

様式 3

〇〇大学 指定科目受講申込書（作成例）

ふりがな		申込印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
氏名 (旧姓) (通称名)					
連絡先	(〒 — —) 都道府県 市区町村			(TEL) — — (携帯) — —	

○ 受講を希望する指定科目について記入してください。

科目の名称	講習期間	単位数
〇〇〇〇学 (R3認定通信)	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日	〇単位

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度又は令和3年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の指定科目の受講を希望します。

年 月 日

氏 名

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

特定講習実施要領

令和 2 年 8 月

(令和 3 年 4 月一部改正)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

はじめに

本実施要領は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成 9 年文部省令第 40 号）附則第 2 項の規定により読み替えられた同令第 3 条第 1 項並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和 2 年 8 月 11 日文部科学大臣決定。令和 3 年 4 月 13 日一部改正。以下「介護等体験免除者に係る大臣決定」という。） 4（6）の規定に基づき、令和 2 年度において介護等体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある者その他これに類する事由により介護等体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）が受講する介護等体験免除者に係る大臣決定 4 の規定により指定された免許状更新講習（以下「特定講習」という。）の実施のため、必要な事項を定めたものである。

1. 指定の基準

特定講習の指定の基準については、介護等体験免除者に係る大臣決定 4. では以下のとおり示されている。

4. 1（7）について

（1）特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。

- イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- ハ 令和四年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

2. 対象となる講習の内容

特定講習の内容は、令和 3 年度施行通知¹では以下のとおり示されている。

¹ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する

(4) 令和3年度における介護等体験の実施に関する特例

③ 介護等体験代替措置対象となる科目や講習に含まれることとされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項」について

介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)及び(6)に定める「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目並びに(7)に定める特定講習の要件とされている「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」免許状更新講習について、これら「介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む」科目等の基本的考え方は、次のとおりである。

ア 特例法第1条に規定する「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等」に関するものであること。

イ 介護等体験は、特例省令及び特例告示に規定される施設及び事業等を行う施設における(2)①に規定する体験であることを踏まえ、上記の関連性を判断すること。

ウ 介護等体験免除者に係る大臣決定1(2)に定める医療関係職種等学校、養成所又は養成施設に指定されている大学等で開設される科目のうち、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものを大学等が認めるに当たっては、小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)における科目と相当程度内容が重複するものは避けた上で、当該科目の目的、取り扱う内容等を踏まえて判断されることとなるが、大学等として対外的に責任を持って、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含む科目であると説明できるものである必要があること。

上記基本的考え方③に関し、上記に明示されているもののほか、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとしては、具体的には、特別支援教育、生徒指導、教育相談等に関する内容が想定される。

なお、特定講習については、免許状更新講習が、大学の教職課程等を経て教員免許状の授与を受けた現職教員等に対して、教員の職務の遂行に必要な事項に関する最新の知識技能を修得させるために開設されているものであることから、上記③の基本的考え方「小学校又は中学校の教諭の教職課程(一種免許状又は二種免許状の授与の所要資格を得させるためのものに限る。)において開設される科目に相当する科目等は対象とならないこと」は観念する必要がない(適用しない)。

3. 指定の手続

(1) 指定の申請

特定講習の指定を受けようとする免許状更新講習の開設者は、特定講習指定申請書（様式1）に必要事項を記入の上、以下のとおり、文部科学省宛てに申請するものとする。

申請期限： （1次指定）令和3年4月20日（必着）

（2次指定）令和3年4月27日（必着）

※これ以降、申請のあったものは、随時審査の上、指定する

提出方法： 郵送により下記提出先に提出

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

※封筒の表に、赤字で「特定講習指定申請書提出」と記載すること。

(2) 文部科学大臣による指定・通知・公表

文部科学大臣は、指定の申請のあった免許状更新講習について、基準に適合すると認められるものを指定し、その旨を申請した免許状更新講習開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、その旨を当該開設者に通知する。

(3) 変更の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習の講習内容について変更を行う場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和2年度開設用）」Ⅲ 免許状更新講習の変更届出要領及び提出書類の様式（P.50～）に基づき、免許状更新講習開設変更届（様式第10号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにてWeb提出した後、以下のとおり、特定講習変更届出書（様式2）及びWEB提出した免許状更新講習開設変更届出（様式第10号）の写しを文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出時期： 開設者による変更決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、特定講習変更届書のあった特定講習について、変更後も指定の基準に適合すると認められるものを引き続き指定し、その旨を変更の届出をした特定講習開設者に通知するとともに、変更後の特定講習の内容について文部科学省ホームページにおいて公表する。基準に適合すると認められなかったものについては、指定を取り消し、その旨を当該開設者に通知するとともに、

文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

(4) 廃止の届出

特定講習の開設者は、特定講習の指定を受けた免許状更新講習を廃止する場合、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和3年度開設用）」IV 免許状更新講習の廃止届出要領及び提出書類の様式（P.54～）に基づき、免許状更新講習開設廃止届（様式第11号）を独立行政法人教職員支援機構担当部局に免許状更新講習認定申請等システムにてWeb提出した後、以下のとおり、当該廃止届の写しを、文部科学省担当部局（3（1）参照）に電子メールにて届け出るものとする。

届出期限： 開設者による廃止決定後速やかに

提出方法： 電子メールにより kaigo@mext.go.jp 宛てに提出

文部科学大臣は、上記廃止届のあった特定講習の指定を取り消すとともに、その旨を当該開設者に通知するとともに、文部科学省ホームページにおいて公表する特定講習の一覧から削除する。

4. 特定講習の開設者の役割

(1) 介護等体験代替措置対象者の受講の受入れ

特定講習の開設者は、特定講習の実施に支障がない限り、介護等体験代替措置対象者の受講を認めることができる（介護等体験免除者に係る大臣決定4（4））。受講申込に当たっては、様式3の受講申込書（作成例）も参照の上、受講者の確認を行うこと。

(2) 受講者の区分管理

特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない（介護等体験免除者に係る大臣決定4（5））。

(3) 証明書の発行

特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書（介護等体験免除者に係る大臣決定で定める別記様式）を発行するものとする（介護等体験免除者に係る大臣決定5（3）及び（4））。

なお、特定講習につき、令和元年度以前にも同講習内容の免許状更新講習の認定を受けていた場合は、介護等体験免除者に係る大臣決定等の施行日前に当該特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときも、そ

の旨を証する証明書を発行するものとする。

5. 特定講習に関する留意事項

(1) 全般的事項

特定講習に関し、介護等体験免除者に係る大臣決定及び本実施要領において、別段の定めがある場合を除き、通常の免許状更新講習と基本的に同様の条件等により実施すること。

(2) 「履修認定対象職種」及び「主な受講対象者」の扱い

免許状更新講習の申請要領において記載することとされている「履修認定対象職種」（選択領域講習のみの記載事項）と「主な受講対象者」（選択必修領域及び選択領域の講習のみの記載事項）については、いずれも所持する教員免許状の職種（教諭、養護教諭、栄養教諭）に対応した講習を受講してもらう観点から、設けられている項目である。

しかし、今回の介護等体験代替措置対象者については、所持する教員免許状の有効期間を更新するわけではないため、特定講習については、履修認定対象職種や主な受講対象者に関わらず、受講を認めることとする。

(3) 受講者評価の適用除外

通常の免許状更新講習の受講者に関しては、「免許状更新講習の認定申請等要領（令和3年度開設用）」Ⅱ 免許状更新講習の評価結果報告要領及び提出書類等の様式（P.40～）に基づき、講習開設者が評価結果報告において、全ての受講者における受講した講習の評価についての調査結果及び受講した人数等の報告を行うこととなっているが、介護等体験代替措置対象者については、通常 of 受講者とは区別し、評価の対象から除外し、受講人数等にも計上しないこととする。

様式 1

特定講習指定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○○○○○長

○ ○ ○ ○ 印

このたび「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者（令和2年8月11日 文部科学大臣決定。令和3年4月13日一部改正。）」に基づき、下記の免許状更新講習について、特定講習の指定の基準に該当すると考えるため、指定を申請します。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】 ○○○○	令〇〇-○○○○○-○○○○○号

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。
- (3) 令和4年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

様式 2

特定講習変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 殿

申請者名 〇〇〇〇〇〇長
〇 〇 〇 〇

このたび、別添の免許状更新講習開設変更届のとおり、下記の特定講習に指定された免許状更新講習の内容を変更したので、届け出ます。

記

免許状更新講習の名称	認定番号
【〇〇】〇〇〇〇	令〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号
なお、本機関は、下記の「介護等体験代替措置科目の指定の基準」に照らし、上記講習の内容について、 <input type="checkbox"/> 変更後も、特定講習の指定の基準に引き続き該当する <input type="checkbox"/> 変更後は、特定講習の指定の基準に該当しなくなった と判断し届け出ていることを申し添えます。	

<特定講習の指定の基準>

- (1) 当該講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。
- (2) インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの(対面による方法と組み合わせて行うものを除く。)であること。
- (3) 令和4年3月31日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。

以上

備考1 「免許状更新講習の名称」欄の【 】には、必修領域であれば【必修】、選択必修領域であれば【選択必修】、選択領域であれば【選択】と記入すること。

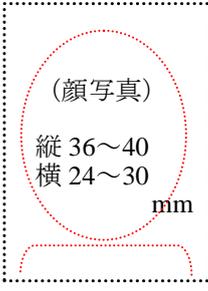
備考2 変更後の講習に対する指定の基準の該当の有無について、いずれかのチェックボックスにチェックを入れること。

備考3 複数の講習について変更がある場合は、表を追加して記入すること。

備考4 免許状更新講習開設変更届(様式第10号)の写しを添付すること。

様式 3

〇〇大学 特定講習受講申込書（作成例）

ふりがな		申込印	生年月日	昭和・平成	年	月	日	
氏名 (旧姓) (通称名)								
連絡先	(〒 — —) 都道府県 市区町村							
	(TEL) — — (携帯) — —							

○ 受講を希望する特定講習について記入してください。

領域	講習の名称	開設日
必修領域講習		
選択必修領域講習		
選択領域講習		

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

私は、令和2年度又は令和3年度において介護等体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等体験を行うことが困難な状況となったため、その代替として上記の特定講習の受講を希望します。

年 月 日

氏 名

備考 この様式は一例であり、別の様式・方法等により受講に必要な事項を求めることとして差し支えない。

文教教第230号

平成9年11月26日

各都道府県知事
各都道府県・指定都市教育委員会
各国公立大学長
各国立短期大学部学長 殿
各指定教員養成機関の長
国立久里浜養護学校長
国立特殊教育総合研究所長

文部事務次官

佐藤 禎一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法
の特例等に関する法律等の施行について（通達）

去る6月18日、別添の通り、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号。以下「法」という。）が公布され、平成10年4月1日から施行されることとなりました。

また、これに伴い、11月26日には、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成9年文部省令第40号。以下「省令」という。）が公布（平成10年4月1日施行）されるとともに、省令第2条第10号に該当する施設に係る文部大臣の指定が告示されました（平成9年文部省告示第187号。以下「告示」という。）。

法、省令及び告示の制定趣旨、内容等は下記の通りですので、各位におかれては、事務処理上遺憾のないように願います。

なお、各都道府県知事及び各都道府県・指定都市教育委員会にあつては、貴管下の関係機関等に対して、下記の内容を周知されるように願います。

記

1 制定趣旨等

今回の法の制定趣旨は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等の体験」という。）を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものであること。（法第1条関係）

また、省令は、法第2条第1項等の規定に基づき介護等の体験につき必要な内容等を定めるものであり、告示は、省令第2条第10号の規定により文部大臣が認めることとされた施設の指定を行うものであること。

2 内容

(1) 教育職員免許法の特例としての介護等の体験の義務付け

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与するための要件として、教育職員免許法第5条第1項に規定する要件に加え、当分の間、介護等の体験を要件とすること。

（法第2条第1項関係）

(2) 介護等の体験の内容

介護等の体験とは、18歳に達した後、7日間を下らない範囲内において文部省令で定める期間、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるもの（以下「受入施設」という。）において行われる介護等の体験を指すものであること。（法第2条第1項関係）

① 介護等の体験の期間

教員免許状の取得要件としての介護等の体験の期間は、7日間とすること。（省令第1条関係）

② 介護等の体験の実施設

ア．法第2条において社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して

定めることとされている受入施設は、次に掲げるものとする。 (省令第2条関係)

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，精神薄弱児施設，精神薄弱児通園施設，盲ろうあ児施設，肢体不自由児施設，重症心身障害児施設，情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- 二 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設，身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設，精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場
- 四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設，更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設
- 六 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設
- 七 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- 八 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設
- 九 老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設
- 十 前9号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設

イ. 省令第2条第10号の「文部大臣が認める施設」は、次に掲げるものとする。 (文部大臣告示関係)

- 一 児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業であって，市町村が実施し，又は委託するものを行う施設
- 二 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業であって，市町村が実施し，又は委託するものを行う施設
- 三 精神薄弱者を施設に通わせ，入浴，食事の提供，機能訓練その他の便宜を提供し，かつ精神薄弱者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を

提供する事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

- 四 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18号第1項第2号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設
- 五 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの（軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。）
- 六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する事業を行う施設（いわゆる被爆者（一般）養護ホーム及び原爆被爆者特別養護ホーム）
- 七 児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所等

(3) 介護等の体験に関し必要な事項

法第2条第2項は「介護等の体験に関し必要な事項」は文部省令で定めることとしており、省令において、教員免許状の授与申請に当たっては介護等の体験に関する証明書を提出すること等が定められていること。（省令第4条関係）

(4) 介護等の体験を要しない者

介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものは、介護等の体験を要しないこと。（法第2条第3項関係）

① 介護等に関する専門的知識及び技術を有するとして文部省令で定める者は、次に掲げるものであること。（省令第3条第1項関係）

- 一 保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健婦の免許を受けている者又は同法第59条の2において準用する同法第7条の規定により保健士の免許を受けている者
- 二 保健婦助産婦看護婦法第7条の規定により助産婦の免許を受けている者
- 三 保健婦助産婦看護婦法第7条の規定により看護婦の免許を受けている者又は同法第60条第1項において準用する同法第7条の規定により看護師の免許を受けている者

- 四 保健婦助産婦看護婦法第8条の規定により准看護婦の免許を受けている者又は同法第60条第1項において準用する同法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者
 - 五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許を受けている者
 - 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
 - 七 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
 - 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
 - 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
 - 十 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
- ② 身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定める者は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されているものとする。こと。（省令第3条第2項関係）

(5) 関係者の責務

- ① 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（法第3条第1項関係）
- ② 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。こと。（法第3条第2項関係）
- ③ 大学及び文部大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。こと。（法第3条第3項関係）

(6) 教員の採用時における介護等の体験の勘案

小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考にあたっては、この法の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。 (法第4条関係)

(7) 施行期日等

- ① 法及び省令は平成10年4月1日から施行すること。(法附則第1項、省令附則関係)
- ② この法律の施行の日(平成10年4月1日)前に大学又は文部大臣の指定する指定教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、法第2条第1項の規定は適用しないこと。(法附則第2項関係)

3 留意事項

(1) 介護等の体験の内容等について

- ① 法第2条第1項にいう「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験(介護等の体験)」とは、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されること。

また、特殊教育諸学校において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護実習等は、介護等の体験として、介護等の体験の期間に算入し得ること。

- ② 1日当たりの介護等の体験の時間としては、受入施設の職員の通常の業務量、介護等の体験の内容等を総合的に勘案しつつ、適切な時間を確保するものとする。
- ③ 介護等の体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと。

期間の計算については、受入施設においてそれぞれ連続して介護等の体験を行う場合のほか、免許状取得までの数年間を通じ、長期休業期間中や土曜日・日曜日の

どに数度に渡って、異なる2以上の受入施設において1日単位で介護等の体験を行うことなども想定されること。

- ④ 告示第1号から第4号に規定する各施設は、主に下表別添通知の欄に掲げる通知に記された施設であることから、当該通知を参考にされたいこと。

告 示		別 添 通 知
一号	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第三項に規定する児童デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	昭和47年8月23日児発第545号厚生省児童家庭局通知「心身障害児通園事業について」別紙（心身障害児通園事業実施要綱）に基づく心身障害児通園事業を行う施設
二号	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	平成2年12月28日社更第255号厚生省社会局長通知「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」別添2（身体障害者デイサービス事業実施要綱）に基づく身体障害者デイサービス事業を行う施設
三号	精神薄弱者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ精神薄弱者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を提供する事業であって、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設	平成3年9月30日児発832号厚生省児童家庭局長通知「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」別紙（在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱）に基づく「在宅精神薄弱者デイサービス事業」を行う在宅精神薄弱者デイサービスセンター
四号	高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項第二号又は身体障害者福祉法第十八号第一項第二号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であって、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設

- ⑤ 法第2条第3項の規定により介護等の体験を要しないこととされた者についても、介護等の体験を行いたい旨の希望があれば、本人の身体の状態、受入施設の状態等を総合的に勘案しつつ、可能な限りその意思を尊重することが望ましいこと。

(2) 受入の調整等について

- ① 介護等の体験を行う学生の円滑な受入の確保については、とりわけ社会福祉協議会、社会福祉施設、都道府県教育委員会・社会福祉施設担当部局、指定都市教育委員会、特殊教育諸学校等の関係者に格段の協力を願いたいこと。

なお、そのための連絡協議の体制整備を文部省において検討中であるが、当面、必要に応じ、関係者の情報交換の機会の設定等を都道府県教育委員会にお願いしたいこと。

- ② 学生の受入のための調整窓口に関しては、各都道府県ごとに、社会福祉施設等については各都道府県社会福祉協議会、都道府県立・指定都市立特殊教育諸学校については各都道府県・指定都市教育委員会に協力を願いたいこと。
- ③ 大学等においては、受入施設における介護等の体験を希望する学生の円滑な受入を促進するため、介護等の体験を希望する者の名簿の取りまとめ、大学等の所在地の社会福祉協議会や都道府県教育委員会等への一括受入依頼等について格段の協力を願いたいこと。その際、学生の介護等体験の時期について、最終学年等特定の時期に偏らないようにするなどの可能な調整を願いたいこと。
- ④ 首都圏、近畿圏等に所在する大学等については、近隣の受入施設に不足が生じることが予想されることから、とりわけ介護等の体験を希望する学生のうちこれらの地域以外に帰省先を有する者等については、可能な限り、長期休業期間を活用するなどして帰省先等での介護等の体験の実施促進に協力願いたいこと。この場合における、受入に関する相談は、当該帰省先等の都道府県社会福祉協議会及び都道府県教育委員会等に協力願いたいこと。

⑤ 大学等においては、介護等の体験に必要な事前指導の実施に格段の協力を願いたいこと。なお、文部省において、事前指導のための参考資料の作成等を予定していること。

⑥ 介護等体験希望者の受入に伴い、社会福祉施設における介護等の体験については、必要な経費の徴収等が行われることが予定されていること。なお、その他の施設等においても必要な経費の徴収等が行われる場合があること。

これらのことについて、大学等は、混乱の生じること等がないよう、介護等の体験を希望する学生に周知されたいこと。

(3) 施行期日その他について

① この制度は、主として平成10年4月の大学等の新入学生から適用されるものであるが、平成10年3月31日以前に大学等に在学した者であっても、卒業までの間に小学校又は中学校教諭の専修、1種若しくは2種のいずれかの免許状取得のための所要資格を得なかった者については、平成10年4月以降新たにこれら免許状を取得しようとする場合、介護等の体験を行うことが必要となること。

このため、例えば、平成10年3月に大学を卒業したが卒業までに上記いずれの免許状取得のための所要資格をも得ておらず、平成10年4月以降大学に聴講生等として在学し免許状取得のための単位修得をするような場合については、介護等の体験を行うことが必要となること。

② 介護等の体験に伴い想定される事故等に対応した保険について、文部省において関係機関と調整中であること。その詳細については別途周知する予定であること。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）

（趣旨）

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部省令で定める期間、盲学

校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

（関係者の責務）

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるも

のとする。

3 大学及び文部大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、

これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

○文部省令第四十号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成九年十一月二十六日

文部大臣 町村 信孝

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する

る法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部省令で定める期間は、七日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第二条 特例法第二条第一項の文部大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場
- 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設、更生施設及び

授産施設

五 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設

六 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する精神薄弱者更生施設
及び精神薄弱者授産施設

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人デイサービスセンタ

ー、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

八 心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号に規
定する福祉施設

九 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）に規定する老人保健施設

十 前九号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設

（介護等の体験を免除する者）

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者と
して文部省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により保健婦

の免許を受けている者又は同法第五十九条の二において準用する同法第七条の規定により保健士の免許を受けている者

二 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により助産婦の免許を受けている者

三 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けている者又は同法第六十条第一項において準用する同法第七条の規定により看護師の免許を受けている者

四 保健婦助産婦看護婦法第八条の規定により准看護婦の免許を受けている者又は同法第六十条第一項において準用する同法第八条の規定により准看護師の免許を受けている者

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許を受けている者

六 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者

十 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

2 特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

（介護等の体験に関する証明書）

第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条第六項に規定する授与権者に申請するにあたっては、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があつたときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

別記様式

証 明 書

本籍地

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印
年 月 日～年 月 日(日間)			

備考1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「精神薄弱者の介護等」等の区分を記入すること。

○文部省告示第百八十七号

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）第二条第十号の規定により、同条第一号から第九号に掲げる施設に準ずる施設として文部大臣が認める施設を、次のように指定する。

平成九年十一月二十六日

文部大臣 町村 信孝

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第三項に規定する児童デイサービス事業であつて、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービス事業であつて、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設
- 三 精神薄弱者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を提供し、かつ精神薄弱者を現に介護する者に対し介護方法の指導その他の便宜を提供する事業であ

って、市町村が実施し、又は委託するものを行う施設

四 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の

四第一項第二号又は身体障害者福祉法第十八条第一項第二号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であつて、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設

五 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの（軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。）

六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条に規定する事業を行う施設

七 児童福祉法第二十七条第二項に規定する指定国立療養所等

別添

○心身障害児通園事業について

(昭和47年8月23日児発第545号 各都道府県知事・指定都市市長あて
厚生省児童家庭局長通知)

心身障害児の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、在宅の心身障害児に対する福祉の充実を図るため、心身障害児通園事業を実施することとし、今般別紙のとおり「心身障害児通園事業実施要綱」を定め、昭和47年10月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

(別紙)心身障害児通園事業実施要綱

第1 目的

心身障害児通園事業(以下「通園事業」という。)は、市町村が通園の場を設けて障害者に対し通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となってその育成を助長することを目的とする。

第2 実施主体

通園事業の実施主体は、市町村とする。

なお市町村は通園事業を適切に運営することのできる者に事業の経営を委託することができるものとする。

第3 対象児童

通園事業の対象となる児童は、通園による指導になじむ障害のある幼児を原則とする。

第4 利用人員

通園事業の利用人員は、概ね5名以上とする。

第5 設備

通園事業を行うための設備については、障害の特性に応じ適切な指導を行うために必要な指導室、便所その他の必要な設備を設けるものとし、設備を設けるにあたっては障害児の保健衛生及び安全の確保に留意するものとする。

第6 職員

通園事業には、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置するものとする。

第7 実施方法等

- (1) 通園事業における指導は、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練を行うものとする。
- (2) 通園事業は、原則として日曜日及び国民の祝日を除き毎日行うものとし、通園の回数および指導時間は、それぞれの児童の障害の種類・程度等に応じて適切な指導が実施できるよう定めるものとする。
- (3) 利用の決定は、障害児の保護者の申請により行うものとする。

なお、対象児童の決定に当たっては、必要に応じ医師の意見をきくものとし、利用者の健康管理についても、医師の適切な指導を受け行うものとする。

第8 関係機関等との連絡

- (1) 市町村長は、本事業の運営について児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉施設、児童委員、精神薄弱者相談員等と連絡を密にし、児童に対する指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。特に、「障害児（者）地域医療等支援事業について」（平成8年5月10日児発第25条）本職通知の別紙「障害児（者）地域医療等支援事業実施要綱」に基づく療育等支援施設事業を実施する関係施設との連携を密にし、障害児の療育の向上に努めるものとする。
- (2) 通園事業における指導の効果をたかめるため、常時保護者との連絡をはかり行うものとする。

第9 費用の支弁

通園事業に要する費用は、市町村が支弁するものとする。

第10 経費の補助

国は、別に定めるところにより補助するものとする。

○身体障害者居宅生活支援事業の実施等について

（平成2年12月28日 社更第255号 各都道府県知事・指定都市市長あて
厚生省社会局長通知）

老人福祉法等の一部を改正する法律（平成2年法律第58号）の一部が平成3年1月1日から施行されることに伴い、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項第1号の措置（以下『身体障害者ホームヘルプサービス事業』という。）、同項第2号の措置（以下「身体障害者デイサービス事業」という。）及び同項第3号の措置（以下「身体障害者短期入所事業」という。）の実施については、平成3年1月1日から下記によることとしたので、御了知の上、貴管下市町村（特別区を含む。以下同じ。）、福祉事務所等に周知徹底を図るとともに、その実施につき遺漏なきよう指導されたい。

なお、これに伴い、昭和57年9月8日社更第156号本職通知「身体障害者福祉法による身体障害者家庭奉仕員派遣事業について」、昭和55年9月26日社更第178号本職通知「在宅障害者デイサービス事業の実施について」及び昭和62年7月8日社更第166号本職通知「在宅重度身体障害者ショートステイ（短期保護）事業の実施について」は廃止する。

記

第1 基本的事項

身体障害者ホームヘルプサービス事業、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業（以下「居宅生活支援事業」という。）の実施に当たっては、次の基本的事項に留意しつつ、その推進を図ること。

1 目的

居宅生活支援事業は、地域における身体障害者の日常生活を支援することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施するものであること。

2 広報等による周知徹底

市町村は、地域住民に対し、広報等により居宅生活支援事業の趣旨、内容、利用手続き等について周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めること。

3 対象者の把握

市町村は、身体障害者相談員、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所等の協力を得て、居宅生活支援事業の対象となる身体障害者の把握に努めること。

4 適切かつ積極的な事業の実施

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たっては、その対象となる身体障害者の障害の状況、介護の状況等当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該身体障害者本人の意向を尊重しつつ、総合的な観点から1の目的を達成するために最も適切な事業及び便宜を選定（複数の事業を組み合わせる場合を含む。）するとともに、事業の積極的かつ効率的な実施に努めること。

5 関連施策との有機的連携及び総合的な事業の実施

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たっては、身体障害者更生援護施設への入所の措置等身体障害者の福祉に関する諸事業その他関連施設との有機的連携の確保を図るとともに、総合的な事業の実施に努めること。

6 関係機関との連携及び協力

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たっては、身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、民生委員、社会福祉協議会等との連携及び協力の確保に努めること。

第2 身体障害者ホームヘルプサービス事業

身体障害者ホームヘルプサービス事業の運営については、別添1「身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱」によるものとする。

第3 身体障害者デイサービス事業

身体障害者デイサービス事業の運営については、別添2「身体障害者デイサービス事業運営要綱」によるものとする。

第4 身体障害者短期入所事業

身体障害者短期入所事業の運営については、別添3「身体障害者短期入所事業運営要綱」によるものとする。

（別添2）身体障害者デイサービス事業運営要綱

1 目的

身体障害者デーサービス事業（以下「事業」という。）は、身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

- (1) 事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(2) 事業のうち給食サービス並びに送迎サービスについては、他の事業と独立して、市町村が適当と認める民間事業者等に委託することができるものとする。この場合において市町村の長はその法人等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 利用対象者

事業の対象者は、在宅の身体障害者又はその介護を行う者とする。

4 実施施設

事業は、身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービスセンターで実施することを原則とする。ただし、この事業が適切に実施されると認められる場合には、その他適当と認められる施設であっても差し支えないものとする。

5 事業の内容

事業の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 機能訓練

日常生活動作、歩行、家事訓練等

イ 社会適応訓練

会話、手話、点字、カナタイプ、生活マナー等

ウ 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

エ 介護方法の指導

家庭及びボランティア等に対する介護技術指導等

オ スポーツ、レクリエーション

在宅の身体障害者の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等の事業

カ 健康指導

健康チェック、健康相談

(2) 創作的活動事業

手芸、工作、絵画、書道、陶芸、園芸等の技術援助及び作業

(3) 入浴サービス

一般浴、介護浴

(4) 給食サービス

食事の提供

(5) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

(6) 送迎サービス

車いす利用等のリフトバスによる送迎

6 事業の実施

(1) 事業の内容により、次の6類型により実施することとする。

なお、次にいう基本事業については、前記「5 事業の内容」の(1)のア～カに掲げる6種目の中から2種目以上を選択して実施するものとする。また、創作的活動事

業については、普通型は週2日以上、重点型は週5日以上事業を実施するものとする。

ア 介護型

基本事業，創作的活動事業（普通型），給食サービス，入浴サービス，介護サービス，送迎サービスを実施する。

イ 基本型

基本事業，創作的活動事業（普通型又は重点型），給食サービス，入浴サービスを実施する。

ウ 入浴中心型

基本事業，創作的活動事業（普通型又は重点型），入浴サービスを実施する。

エ 給食中心型

基本事業，創作的活動事業（普通型又は重点型），給食サービスを実施する。

オ 作業中心型

基本事業，創作的活動事業（普通型又は重点型）を実施する。

カ 小規模型

(1) 介護型

基本事業，創作的活動事業（普通型），給食サービス，入浴サービス，介護サービス，送迎サービスを実施する。

(2) 基本型

基本事業，創作的活動事業（普通型又は重点型），給食サービス又は入浴サービスを実施する。

(2) 送迎サービスは，利用者の利便を考慮し，リフトバスを設置して極力実施するよう努めるものとする。なお，介護型デイサービスを実施する場合は必須とする。

(3) 入浴サービス，給食サービスは，利用対象者の健康等を十分勘案するとともに，食品衛生管理について十分配慮して実施するものとする。

(4) 事業は，身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及び地域の実情等その置かれている環境に応じ，適切に実施するものとする。

7 事業の運営

(1) 市町村は，事業の実施について，地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

(2) 事業の運営は，毎年度実施計画を策定して実施するものとする。

(3) 市町村は，事業の効果的推進を図るため障害者の代表，ボランティア，関係行政機関職員等で構成される「障害者自立生活センター運営委員会」を設置する等この事業の企画運営に障害者の意志を反映させる措置を講ずるものとする。

(4) リフトバスは，車いすのまま利用できる設備を有するものとする。

(5) リフトバスの設置及び運行に当たっては，重度障害者の安全な移動を確保するとともに，道路交通法，道路運送法等関係法規に抵触することのないよう十分留意するものとする。

8 利用定員等

事業の1日あたりの利用人員は，おおむね15人程度（小規模型は，5人以上）とす

る。ただし、介護型デイサービス（小規模型であって、利用人員が8人程度より少ない場合を除く。）を実施する場合には、1日あたりの利用人員のうち、身体障害者療養施設の入所要件に該当する者が5人以上（小規模型であって、利用人員が8人以上の場合には、3人以上）利用するものとする。

9 職員等の配置

職員等の配置については、原則として次のとおりとする。

- (1) 事業の企画、運営に当たる指導員を置くものとする。
- (2) 基本事業の実施に当たっては、必要な職員を置くものとする。
- (3) 創作的活動事業の実施に当たっては必要な講師等の確保に努めるものとする。
- (4) 入浴サービス、給食サービス等を実施する場合は、必要な職員を置くものとする。

10 利用料

事業の利用料は、無料又は低額な料金とする。ただし、入浴サービス、給食サービス等については原材料費等の実費を定め、利用者が負担するものとする。

11 実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、福祉事務所、身体障害者相談員、各種身体障害者団体等と連携を密にするとともに、ボランティアをはじめ地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。

なお、実施施設の構造及び設備については、昭和60年1月22日社更第6号本職通知「身体障害者福祉センターの設置及び運営について」によるものとする。

○在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について

(平成3年9月30日兎発第832号 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて 厚生省児童家庭局長通知)

精神薄弱者の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、精神薄弱者が家庭や地域で生活するための条件整備を一層進める必要があるため今般、別紙のとおり「在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱」を定めたので、管下市町村等に対し、周知願うとともに、本事業の円滑かつ適正な実施につき十分配慮されたい。

(別紙) 在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱

1 目的

この事業は、地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを等を目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。この場合、実施主体の長は、その社会福祉法人等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督を行うものと

する。

3 対象者

この事業の対象者は、原則として就労が困難な在宅の精神薄弱者又はその介護を行う者とする。

4 事業内容

事業内容はおおむね次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 文化的活動

スポーツ，手芸，陶芸，木工，地域活動等の技術援助及び作業

イ 機能訓練

日常生活動作，家事訓練等

ウ 社会適応訓練

会話，ワープロ，生活マナー等

エ 家族等に対する介護，生活援助方法の指導

オ その他

在宅の精神薄弱者の福祉の向上を図るために必要な事業

(2) 任意選択事業

ア 入浴サービス

イ 給食サービス

(3) 送迎サービス

5 事業の実施

この事業は、在宅精神薄弱者デイサービス事業において実施することとし、事業の内容により次の3類型とする。

(1) 基本型

基本事業及び地域の実情に応じ任意選択事業を実施する。

(2) 重介護型

重度精神薄弱者（常時介護が必要な精神薄弱者）を主眼とし、基本事業及び地域の実情に応じ任意選択事業を実施することに加えて送迎サービスを実施する。

(3) 小規模型

基本事業及び地域の実情に応じ任意選択事業を実施する。

6 利用人員

(1) 基本事業の1日当たりの標準利用人員は、おおむね15人以上（小規模型は、5人以上）とする。

(2) 任意選択事業の1日当たりの標準利用人員は、入浴サービスについては、おおむね5人以上、給食サービスについては、おおむね15人以上（小規模型は、5人以上）とする。

(3) 重介護型は、基本事業の1日当たりの標準利用人員のうち、重度精神薄弱者がおおむね10人以上とする。

7 事業の運営

(1) この事業は、地域の実情及び精神薄弱者の実態等に応じ、事業内容のうち文化的活

動を中心として、原則として週5日以上実施するものとする。

- (2) 実施施設は、入浴サービス又は給食サービスを実施する場合には利用者の健康等について、また、給食サービスを実施する場合には食品衛生管理について十分配慮するものとする。
- (3) 送迎サービスは、バス等を配置して送迎を行うものとする。

8 職員等の配置

この事業を行うに当たっては、次の職員を配置するものとする。なお、文化的活動等の実施に当たっては、必要な講師等の確保に努めるものとする。

- (1) 基本事業の実施に当たる指導員（うち1名以上は、精神薄弱者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）第12条第2項に規定する生活指導員の資格を有する者とする。）
- (2) 入浴サービス、給食サービスを実施する場合は、その実施に必要な職員
- (3) 送迎サービスを実施する場合は、その実施に必要な職員

9 利用料

この事業の利用料は、入浴サービス、給食サービス等については原材料等の実費を定め、利用者が負担するものとする。

10 実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、福祉事務所、精神薄弱者更生相談所、精神薄弱者相談員、精神薄弱者関係団体等と連絡を密にするとともに、ボランティアをはじめ地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。

11 構造及び設備

- (1) 建物の配置、構造及び設備については、日照、採光、換気等利用者の保護衛生及び防災について十分考慮するものとする。
- (2) デイサービスセンターには、次の設備を標準として、それぞれが実施するサービスに必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により併設する施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合にはこの限りではない。
 - ア 事務室又は指導員室
 - イ 相談室兼静養室
 - ウ 日常生活訓練室兼社会適応訓練室
 - エ 作業室
 - オ 更衣室
 - カ 便所
- (3) 任意選択事業の入浴サービス又は給食サービスを実施する場合には、次の設備を別に設けなければならない。
 - ア 食堂
 - イ 厨房
 - ウ 浴室

12 事業に対する補助

国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。

○地域福祉センターの設置運営について

(平成6年6月23日社援地第74号 各都道府県知事・各指定都市市長あて
厚生省社会・援護局長通知)

地域福祉センターについては平成2年度より整備が進められてきたところであるが、地域住民が参加する各種の福祉活動をさらに推進するため、今般、別紙のとおり「地域福祉センター設置運営要綱」を定め、従来の地域福祉センターを地域福祉センター（A型）とするとともに、地域福祉センターの種別に新たに地域福祉センター（B型）を加えることとしたので、今後における地域福祉センターの整備、運営の指導に当たり、遺漏のないように努められたい。

なお、本センターにおいて「老人デイサービス運営事業実施要綱」（昭和51年5月21日社老第28号本職通知）又は「身体障害者デイサービス事業運営要綱」（平成2年12月28日社更第255号本職通知）に基づく、老人又は身体障害者に対するデイサービス事業（配食サービス事業を含む。）を実施する場合には、従来どおり国庫補助の対象となるものである。

おって、この通知の実施に伴い、平成2年6月25日社生第79号「地域福祉センターの設置運営について」の本職通知は廃止する。

（別紙）地域福祉センター設置運営要綱

第1 総則

1 設置の目的

地域福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた、各種相談、入浴・給食サービス、社会適応訓練、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成及び活動の場の提供、各種福祉情報の提供等を総合的に行うとともに、住民の参加の下に、地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的とすること。

2 種別

地域福祉センターの種別は、地域福祉センター（A型）、地域福祉センター（B型）とし、その設置される地域、事業内容等を考慮して種別を決定すること。

3 設置運営主体

地域福祉センター（A型）及び地域福祉センター（B型）の設置運営主体は、地方公共団体又は社会福祉法人とすること。

4 利用料

地域福祉センター（A型）及び地域福祉センター（B型）の利用料は、無料又は低額（サービスの実施に伴う原材料費等の実費）とすること。

5 立地条件

利用者の利用上の便宜を図ることが可能、かつ、効果的活用がなされる場所に設置すること。

6 建物等

(1) 建物の規模、設備及び構造

ア 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とし、その規模は原則として地域福祉センター（A型）においては1120㎡以上とし、地域福祉センター（B型）においては600㎡以上とすること。

イ 建物の構造及び設備は、利用者（老人、身体障害者等）の特性を考慮のうえ利用しやすいものとし、保健衛生、防災等について十分配慮したものでなければならないこと。

7 職員

事業を行うために必要な職員を配置することとする。ただし、当該センターの運営に支障が生じない場合は、他の社会福祉施設等の職員との兼務は差し支えないこと。

8 留意事項

事業を行うに際しては、利用者の安全、健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理について十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。

9 その他

「老人デイサービス運営事業実施要綱」（昭和51年5月21日社老第28号本職通知）又は「身体障害者デイサービス事業運営要綱」（平成2年12月28日社更第255号本職通知）に基づき、老人又は身体障害者に対するデイサービス事業を実施する場合には、それぞれ国庫補助事業の対象とされるので関係部局との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施すること。

第2 地域福祉センター（A型）

1 事業

おおむね次に掲げる事業を行うものとする。ただし、デイサービス事業、ボランティア団体等が行う食事サービス事業及び研修・相談事業は必須事業とし、その他の事業については、地域の特性や個々の利用者のニーズに応じて実施すること。

(1) デイサービス事業

ア 老人デイサービス事業は、老人デイサービス運営事業実施要綱に定める五類型のうち老人デイサービス等（B型）を目安として行うこと。

イ 身体障害者デイサービス事業は、身体障害者デイサービス事業運営要綱に定める六類型のうち基本型を目安として行うこと。

(2) ボランティア団体等が行う食事サービス事業

週1回以上、ボランティア団体等が中心となって、老人、身体障害者等に対して、日常生活の支援となる配食又は会食サービスを行うこと。

(3) 研修・相談事業

ア 研修事業

地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業（ホームヘルパー養成研修、家庭介護技術研修、相談員研修、民生委員研修等）を行うこと。

イ 相談事業

生活上の心配ごとについて、適切な助言や情報等を与える相談事業（生活相談、

心配ごと相談等)を行うこと。

(4) ボランティア活動支援事業

ボランティア活動に関する相談、登録・あっせん及びボランティア活動の入門講座・養成研修並びにボランティア活動団体等に対する便宜供与(会議室、作業室、機材室、資料室等の場の提供、ボランティア活動を行うために必要な機材、備品の設置等)

(5) その他の事業

ア 幼児・児童健全育成事業

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操豊かな子供を育成すること。

イ 教養娯楽活動事業

老人、身体障害者等に対する健康の維持向上を図るための教養、娯楽活動を行うこと。

ウ 福祉情報の提供

ビデオライブラリー、点字図書、声の図書等による各種福祉情報を提供すること。

エ 福祉機器等の展示

日常介護用品、各種福祉機器、授産製品等を展示すること。

オ その他地域の実情に応じて、地域住民参加の下に行う事業

2 設備

おおむね次の設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該センターの運営上支障が生じない場合はこの限りでないこと。

事務室、作業室、研修室、浴室、食堂、厨房、機能回復訓練室、日常生活訓練室、相談室、資料室、機材室、多機能室(会議室、集会室等)、その他事業の実施に必要な設備

第3 地域福祉センター(B型)

1 事業

おおむね次に掲げる事業を行うこと。ただし、デイサービス事業、ボランティア団体等が行う食事サービス事業及びボランティア活動支援事業は必須事業とし、その他の事業については、地域の特性や個々の利用者のニーズに応じて提供すること。

(1) デイサービス事業

ア 老人デイサービス事業は、老人デイサービス運営事業実施要綱に定める五類型のうち老人デイサービスセンター等(D型)を目安として行うこと。

イ 身体障害者デイサービス事業は、身体障害者デイサービス事業運営要綱に定める六類型のうち小規模基本型を目安として行うこと。

(2) ボランティア団体等が行う食事サービス事業

週1回以上、ボランティア団体等が中心となって、老人、身体障害者等に対して、日常生活の支援となる配食又は会食サービスを行うこと。

(3) ボランティア活動支援事業

ボランティア活動に関する相談、登録・あっせん及びボランティア活動の入門講座・養成研修並びにボランティア活動団体等に対する便宜供与(会議室、作業室、機材室、資料室等の場の提供、ボランティア活動を行うために必要な機材、備品の設置等)

(4) その他の事業

ア 幼児・児童健全育成事業

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操豊かな子供を育成すること。

イ 教養娯楽活動事業

老人、身体障害者等に対する健康の維持向上を図るための教養、娯楽活動を行うこと。

ウ その他地域の実情に応じて、地域住民参加の下に行う事業

2 設備

おおむね次の設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該センターの運営上支障が生じない場合はこの限りでないこと。

事務室、作業室、研修室、(浴室)、食堂、厨房、相談室、多目的利用室、資料室、機材室、その他事業の実施に必要な設備

介護等体験を行うことができる施設

参考資料 2

特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- **福祉ホーム**
- 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、**短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援**）を行う施設

身体障害者福祉法

- **身体障害者福祉センター**
- **身体障害者生活訓練等事業を行う施設**

社会福祉法

- 授産施設

児童福祉法

- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 児童養護施設
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- **障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を行う施設**

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

生活保護法

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- **居宅生活支援事業を行う施設**
- **養護事業を行う施設**

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

- **国立ハンセン病療養所等**

老人福祉法

- 老人デイサービスセンター
- 老人短期入所施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- **軽費老人ホーム**
- **老人福祉センター**
- 有料老人ホーム
- **老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業）を行う施設**

介護保険法

- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- **居宅サービス（通所リハビリテーション、短期入所療養介護）を行う施設**
- **地域密着型サービス（複合型サービス）を行う施設**

学校教育法

- 特別支援学校

学校教育法施行規則

- **特別支援学級を設置する学校**
- **通級による指導を行う学校**
- **療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校**
- **小中の日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校**
- **小中高の不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校**

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

- **不登校児童生徒の学習活動に対する支援する公立の教育施設**

小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について

1. 課題

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。

令和2年度に引き続き、令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難な事態が想定される。

2. 対応策

(1) 代替措置の設定

令和2年度又は令和3年度に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の改正及び文部科学大臣決定）。※学年問わず対象にする

(1) 大学等において、令和3年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和3年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和3年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和3年度に（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和3年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和3年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和3年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

(2) その他の対応

遠隔による体験も可能とする（通知・運用変更）

テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が入施設に出向かない遠隔による体験も可能とする。

3. 施行日

令和3年4月13日